

岡情審査第6544号

平成23年2月18日

岡山市教育委員会

委員長 片岡雅子様

岡山市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 山口和秀



岡山市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

別表（諮問一覧）に掲げる下記の諮問について次のとおり答申します。

記

別表（諮問一覧）の開示請求受付日に開示請求された公文書（以下「本件公文書」という。）に関して、文書不存在を理由とする非開示決定に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）についての諮問

第1. 審査会の結論

本件公文書に関して、岡山市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定処分は妥当であるから、本件異議申立ては棄却されるべきである。

第2. 審査会の判断

1. 本件公文書について

本件公文書は、本件異議申立人（以下「申立人」という。）の原処分に対する異議申立てについて、実施機関が当審査会へ諮問した際の諮問依頼文書中、「公文書一部開示決定の処分は妥当なものであると考えておりますが」の記述中、「妥当なものである」と考える理由根拠を記載した文書である。

2. 文書不存在を理由とした非開示決定処分について

一般に、原処分が適正に内部決裁手続きを経て実施機関の判断として決定されていて、異議申立てにもかかわらず、実施機関において、当該原処分を変更する必要性が認められず、処分内容を変更する予定がないと考えられる場合には、実施機関として当該処分が「妥当なものである」と考えて審査会に諮問するのは当然ありうることである。

実施機関は、本件異議申立てを受け、原処分を確認した結果、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号。以下「条例」という。）第16条第2号の「不服申立てに係る開示決定等を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示するとき」に該当せず、したがって、原処分を取り消し、又は変更する必要はないとの判断を示すものとして、原処分は「妥当なものである」との表現を諮問

依頼文書において用いたものと考えられる。

このような場合に、原処分の処分理由とは別に原処分が妥当である
と考える根拠を示す文書を作成しなかったこと、していないことが、
合理性を欠くとは考えられないし、また、申立人が列挙する各種法令
等の趣旨に反するものとも考えられない。したがって、本件非開示処
分に違法・不当な点は存在しない。

3 理由付記について

実施機関が、本件公文書について、非開示理由を文書不存在として
通知書に付記している内容をみると、「該当する文書は作成しておら
ず、不存在のため」と記載されており、その内容は一般人が容易に理
解し得るものである。

したがって、本件公文書における理由付記が条例第10条第1項に
違反しているとはいえない。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1. 審査会の結論」のとおり
判断するものである。

第3. 審査会の処理経過

1 開示請求から諮問までの経過

別表（諮問一覧）のとおり

2 審議期間

平成21年5月25日～平成23年1月24日

別表（諮問一覽）

開示請求受付日	処分決定年月日	異議申立日	諮問年月日	諮問文書番号
平成21年4月6日	平成21年4月20日	平成21年4月24日	平成21年5月7日	岡教企第54-1号